

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成 25 年 12 月 20 日
開会時刻	午前 10 時 19 分
閉会時刻	午前 11 時 40 分
出席委員名	◎中村 豊治 ○黒木騎代春 野崎 隆太 野口 佳子
	吉岡 勝裕 品川 幸久 小山 敏 工村 一三
	佐之井久紀
	世古口新吾議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	津村 将彦
審議議案	消費税法等の改正に伴う対応について
	戸籍住民課窓口業務の民間委託について
	消防本部庁舎及び防災センターの整備その後の経過について
	固定資産評価審査決定取消請求事件に係る判決について 《報告案件》
説明者	総務部長 総務部理事 危機管理課長 課税課長
	情報戦略局長 行政経営課長
	環境生活部長 戸籍住民課長
	消防長 消防次長 消防本部総務課長
	ほか関係参与

審議結果並びに経過

中村委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「消費税法等の改正に伴う対応について」、「戸籍住民課窓口業務の民間委託について」及び「消防本部庁舎及び防災センターの整備その後の経過について」審議され、その後、「固定資産評価審査決定取消請求事件に係る判決について」報告され、その概要は次のとおりでした。

開会 午前 10 時 19 分

◎中村豊治委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

本日、御協議願います案件は、「消費税法等の改正に伴う対応について」、「戸籍住民課窓口業務の民間委託について」、「消防本部庁舎及び防災センターの整備その後の経過について」、及び報告案件といたしまして「固定資産評価審査決定取り消し請求事件に係る判決について」、以上であります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますがよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように取り扱いをさせていただきます。

【消費税法等の改正に伴う対応について】

◎中村豊治委員長

それでは「消費税法等の改正に伴う対応について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

総務部長。

●藤本総務部長

本日はお忙しいところ、委員会に引き続きまして協議会をお開きいただき、まことにありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件はただいま委員長から御案内がありましたとおり、協議案件が 3 件、報告 1 件の計 4 件でございます。

詳細につきましては担当課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

◎中村豊治委員長
行政経営課長。

●大西行政経営課長

それでは、消費税法等の改正に伴う対応について、御説明をさせていただきます。

歳入におきまして、消費税、地方消費税に係る主なものといたしましては、施設使用料、利用料でございます。

施設の所管につきましては、各常任委員会に関連するところではございますが、その対応についての統一した考え方ということで、企業会計を除きまして私どものほうから御説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、資料1をごらんください。

1の消費税及び地方消費税の税率の引上げについて、御説明申し上げます。

昨年8月に消費税法等の改正がなされ、税率の引上げ及び用途の明確化がなされております。

また、税率の引上げについては、二段階でなされることとされております。

資料の表のとおりでございますが、税率の変更にあたりましては、経済状況などを総合的に勘案した上で、税率の引上げの停止も含め、所要の措置を講じることとされております。

平成25年10月1日に、法律で定めたとおり消費税、地方消費税を合わせて、現行の5パーセントを平成26年4月1日から8パーセントに引き上げられることが決定されました。

また、平成27年10月1日からは10パーセントに引き上げられる予定とされております。

この8パーセントへの引上げの決定を受けまして、伊勢市の対応でございますが、この税は消費者が最終的な負担者となることが想定されている間接税であることを踏まえ、税率引上げ分を施設使用料金、利用料金等に価格転嫁をさせていただくところでございます。

次に、価格転嫁の方法につきまして、税額分を8パーセントといたしまして、原則、10円未満の端数は切捨てをさせていただきます。

また、システムの変更など、多額の経費を要するものなどにつきましては、例外的なものとして対応させていただきます。

最後になりますが、総務省からの文書を参考までに添付させていただきましたので、御高覧賜ればと思います。

以上、消費税法等の改正に伴う対応につきまして御説明いたしました。よろしく御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いをいたします。
御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ありがとうございます。

御発言もないようでありますので、消費税法等の改正に伴う対応につきましてはこの程度で終わります。

【戸籍住民課窓口業務の民間委託について】

◎中村豊治委員長

次に、戸籍住民課窓口業務の民間委託についてを御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

それでは、戸籍住民課窓口業務の民間委託について御説明申し上げます。

伊勢市では、第二次行財政改革大綱の実施計画の項目の一つとして、窓口業務の民間委託に取り組むこととして検討を進めてまいりました。

その中で、戸籍住民課の窓口業務に関しましては、平成 18 年に競争の導入による公共サービスの改革に関する法律が制定されるとともに、公共サービス改革基本方針が示され、平成 20 年には、内閣府から市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について通知があり、総務省からは、住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる業務の範囲について通知が出されるなど、これまでに法的整備が整ってきました。

それに伴い、全国的にも民間委託を実施する自治体や、受け皿となる実績のある業者が存在するなどの環境が整ってきたところでございます。

伊勢市においても、民間でできることは一定の制約のもとに民間に委ねて、限られた職員の中で効率的な行財政運営を推進するという観点から、民間委託を実施したいと考えています。

資料のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、1 の委託内容につきましてですが、戸籍謄抄本、住民票などの交付や異動届などの戸籍、住民基本台帳に関する窓口業務全般とそれに関連する業務を委託したいと考えております。

ただし、窓口業務を処理するに際しましては、委託業者が受付やデータの入力、証明書の作成・引渡しなどを担いますが、請求や申出に対する交付、不交付の決定や請求届出内容等に対する審査そのものについては市職員自らが行うこととなります。

そのため、民間委託ではあるものの、委託業者が業務をとり行う際には、常時、事務の流れの中に市職員が介在し適切な管理のもと、遂行されるということになります。

次に、2 の委託開始時期及び委託期間ですが、スムーズな業務の移行を行うためには引き継ぎ等に十分な期間を必要とすることを考慮して、委託開始を平成 27 年 1 月からとし、委託の期間は先進市の事例や安定したサービスの提供を考えて 3 年としたいと考えており

ます。

次に、3の委託の効果ですが、繁忙期には委託業者が窓口スタッフを多く配置するなど柔軟な対応が可能となり、待ち時間の短縮や混雑の解消、また委託業者によるフロアマネージャーの配置により、来庁者に用件の確認や記載補助などの案内を行うことでスムーズな顧客対応が期待できます。

また、窓口業務とそれ以外の業務を区分することで、各々の事務の効率化を図ることができます。

次に、4の今後のスケジュール（予定）ですが、平成26年度予算に委託料等を計上し、また平成26年4月から6月の間にプロポーザル方式で業者選定を行い、契約を結びたいと考えております。

その後、契約から委託開始までの準備、調整期間を6カ月とり、平成27年1月から委託を開始したいと考えております。

次に、5の関連法等につきましては、記載のとおり戸籍事務の民間委託についての法的根拠を記載しています。詳細につきましては、資料の裏面をごらんいただきたいと思います。

説明は、以上のとおりでございます。

なにとぞよろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それではただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いいたします。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

何点かちょっと確認を資料からさせていただきたいと思っております。

と申しますのは、行政改革の視点からという説明でございますし、民でできることは民でということの一つの国の流れも、一応理解はできるわけでございますが、市民サービスの接点である戸籍住民課の窓口ということでございますし、やはり私は若干心配もするところもございます。慎重にやってもらわないといけないということがありますし、基本的にはやっぱり市民サービスが低下をしないという大原則があるのではないかなと思っております。

そういうことを含めまして、ちょっと何点か教えてください。わからないところがありますので。

委託内容をですね、戸籍住民基本台帳に関する窓口業務全般と、こう書いてあって、ちょんちょんこう書いてあるのですが、ちょっと確認ですが、各種証明の受付、発行、交付、この発行というのはですね、恐らくその受け付けて交付というのは市民の皆さんに渡すわけですが、発行というのは内部の事務だということになるろうかと思っておりますが、今この市の職員を配置をしてという御説明もございましたのですが、この発行というのは内部事務だと思うのですが、どういうことを範囲としているのかということをお一つ教えてください。

これが一点。それからですね。

◎中村豊治委員長

一点ずつ。戸籍住民課長。

(「一つずつね。これ、お願いします。」と呼ぶ者あり)

●河原田戸籍住民課長

発行といいますのは、先ほど議員がおっしゃっていただきましたとおり内部事務でございまして、業者のほうで証明書等を作成して、それを発行するという意味でございまして、ちょっと書き方がまずかったかなと思いますが、資料を作成するというところでございます。発行の部分は。

(「作成する」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

作成すると。わかりました。

それではちょっとありますので、委員長、ずっといきましようか。

◎中村豊治委員長

長いですか。

○佐之井久紀委員

長いことはないです。そんなにたくさんはないけど。

◎中村豊治委員長

答えられたらいいのだけれどもね。

○佐之井久紀委員

それなら一つずつか。委員長、一つずつで。

この内容の中に、戸籍異動、住民異動、印鑑登録に関する業務と、漠然としているのですが、その他の関連業務というのは、これはどういうものがあるのですか。確認させてください。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

今現在、戸籍住民課の窓口ではワンストップサービスという形で、他の課の業務にもち

よっと携わっております、それは住民異動に伴ってのことなのですが、住民異動で窓口に来ていただいた場合に、国民健康保険であったりとか介護保険であったりとか、高齢者医療であったりとかそういうものの加入や喪失の申請を受け付けをさせていただきまして、それに伴いまして保険証を発行すると、そういうような業務でございます。

◎中村豊治委員長
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

これを委託しますとですね、まだ確定していない要素が多々あるかと思うのですが、詰まっていないところがあると思うのですが、委託の効果が早く出るとかということを書かれているのですが、職員体制などはまだ決まっていないと思うのですが、そこら辺はどう考えているのでしょうか。

例えば今、何人いるのか僕はちょっと知りませんが、未確定は未確定でよろしいですから、どのぐらいの職員体制を考えているのですか。市の職員体制ですね。教えてください。

◎中村豊治委員長
戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

現在、正規職員、嘱託職員、臨時職員を合わせまして 24 名、携わっております。委託後は、委託しますと業務の流れも変わってこようかと思っておりますので、それをイメージしながら今、業務量を勘案して、職員の適正な配置というふうに考えております。

◎中村豊治委員長
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

まだそうするとちょっとそこは流動的という解釈でよろしいのですか。

◎中村豊治委員長
戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

まだ流動的なのですが、10 名程度減らせられればというふうに考えております。

◎中村豊治委員長
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

それでは次に、このスケジュールのところにですね、もう3月の議会に予算を上げようという予定が入っておりますが、経費的にどれくらいかかるのですか。

これもまだきちんとは出ていないと思いますけれども、どのくらいお金がかかるのですか。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

議員がおっしゃるとおりまだ流動的で、はっきりした金額等はまだ出ておりませんが、今現在直営で行っている業務にかかる経費相当額というふうに考えております。その委託料という形で考えております。

◎中村豊治委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

アバウトでいいので、どのくらい予算的に必要になるのかだけ、概数で結構ですので、もしわかったら教えてください。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

単年度で約5,000万から6,000万というふうに考えております。

◎中村豊治委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

これは今ちょっと、あ、もう一つ確認させてください。

県下の市で導入されているところ、市によって例えば戸籍だけでとか住民届だけという、ばらばらはあると思うのですが、一応こういう窓口事務を業務委託しているところは県下にどのくらいあるのですか。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

県下で現在、委託をしている市は5市ございます。四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、津市の5市でございます。

◎中村豊治委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

四日市、鈴鹿、桑名、ちょっと後聞こえなかったのもう一回お願いします。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

名張市と津市でございます。

◎中村豊治委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

それですね、今確認させていただきましたのですが、これは大きな一つの課題という
とあれなのですが、全面委託、窓口業務の全面委託ということにするわけですが、
どうしても民間ではやってはいけない、市の職員が対応しなければならないところが法的
にはあると思うのです。なじまないというのですか。

そういうところがあると思うので、例えばですね、私こう見ていると、印鑑を登録しに
来たときに、この印鑑は印鑑登録、いわゆる実印ですね、登録として印影的に、あるいは
材質的に使えるのかどうかまで審査をしていかなければならないと思うのですが、そこら
辺も任せるのですか。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

窓口のほうでその材質等とか、そういうところまでは業者さんをお願いします。

ただし印影といたしまして、必ず登録する印を押していくところがあるのですけれども、
その印影に関しまして職員のほうで検査とか審査をさせていただきます。

そしてそれが、その印影を見て、その印が登録できる印であるかできない印かという判
断をさせていただきます。この部分は職員がさせていただきます。

◎中村豊治委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

今、私は一つの例を挙げたのですが、いわゆる戸籍・住民異動、印鑑登録、その他の関連とこういうことで、範囲が非常に広いわけですが、これはやっぱり市がきちんと職員でやっていかなければならないところの考え方ですね、いわゆる委託する業務の範囲ですね、私は今、印鑑登録を挙げたのですが、範囲について基本的にどう考えているのかな。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

委託業務で許されている部分といいますのは窓口の部分で、本人の確認をしたりとか申請をしたりとかそういう部分は全て委託業務として許されている部分ですが、例えば謄本なりを発行する場合に、この方にしてもいいか、この方に謄本を発行してもいいかどうかというような審査の部分のところは、職員がしないといけませんということですので、その部分は職員がしっかりさせていただきます。

また届出に関しましても、その届出を受理できるかできないかというような、そういう審査の部分、判断が必要となる部分に関しましては、職員がするというのでさせていただきます。

◎中村豊治委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

これで最後にしますが、確認ですが、問題は、もう一つの問題はやっぱり範囲とともにセキュリティの対策ですね。個人情報。

これ、市の職員の場合は地公法できちんと守秘義務が課せられておりますね。例えば業者に委託をされるということで、これは一番大事なことなのですが、これも一つ例えば例を挙げますと、戸籍の異動届などというのは結婚、離婚、出生、死亡、みんなこれ戸籍の異動届ですね。

そういうことになってくると、どうしてもその知られたくないということもあると思うのですよ。そこら辺が職員の場合は今言った地公法の関係で、きちんと守られておりますが、委託された場合、どこまで踏み込んで、こういうプライバシーの保護ですね、そこら辺も、伊勢市には個人情報保護条例というような条例もありますが、この辺をやっぱりどう考えているのかということが一番大事なことです。これをやるときには。

このことについては、伊勢市はもう、ちょっと出てきた話ではなしに、大分前からいろいろ検討されていると思うのです。戸籍の窓口。

各市とも、そういう、やる範囲がばらばらだと思うのです。ここはやっている、ここは

やっていないという。やっている、5市はあるけれども、いろいろ温度差があると思うのですけれども、いわゆるセキュリティー対策というのは一番大事なことです、それはどう考えているのですか。

◎中村豊治委員長
戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

非常に一番大事な部分でございまして、市と民間業者とで契約する際にですね、その個人情報保護のことにしましては、遵守にしましてしっかり規定をしてきたいと思っておりますし、また民間事業者のほうのスタッフの個人情報が漏洩しないというような誓約書も提出させるようなこともしたいと思っておりますが、伊勢市の個人情報保護条例の中で事業者に対する責任であったりとか、事務処理の委託等に係る措置であったりとか、また罰則規定等も設けておりますので、そういうのをきっちりその契約書の中に盛り込んで担保していきたいというふうに考えております。

◎中村豊治委員長
佐之井委員。

◎中村豊治委員長

大体よくわかりましたのですが、大体というのはいけない。よくわかりました。わかりましたのですが、これはやっぱりセキュリティー対策というのは万全を期していただきたいということを申し上げておきたいと思えます。
以上です。私は以上です。

◎中村豊治委員長
他にございましたらお願いします。
野崎委員。

○野崎隆太委員

すみません、僕もここでちょっと幾つか教えてください。
先ほどちょっと、佐之井委員の質問の中で予算の話が出てましたけれども、こういう窓口業務とかこういったものを民間委託するときに、市民の側から見たときに、この委託の効果の中で費用の圧縮というのは当然期待をするところだと思うのです。
正直、費用の圧縮がないのであれば別に直営でもかまわないのではないかと。この中で例えば、委託業者によるフロアマネージャーの配置により、というのがありますが、これ別に市の職員ではできないのかと言われたときに、決してできないわけではないと思うのです。

それじゃあこれ、何で今やらなくて、スムーズとかよくわからないことを書いているのかと、普通の感覚でいえば意味がわからないのです。

そういったときに、予算の圧縮もできないままで単に民間の委託をされると言われても、いまいちピンと来ないところがあるのですけれども、この予算の圧縮をそもそも、するつもりがあるのかないのかというのをちょっと教えていただいてよろしいですか。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

今度、業務委託を出すに当たりましてそのこのところは時間をかけて検討してきたところでございます。

削減というほど大きな削減というのは、今の戸籍住民課の窓口は既に嘱託化が結構進んでおりますので、大きな削減の効果というのは出ないかと思いますが、そこで同等、今かかっている費用と同じくらいの、同等の範囲で出せるのであれば将来、先を見据えた場合、そのほうが効果的ではないかというふうに考えております。

先ほど委員さんがおっしゃいましたフロアマネージャーのことに关しまして、現在窓口でたくさんお客さんが見えになった場合に混雑するということなので、今でも職員が出て御案内をさせていただくのですが、やっぱりたくさんになってくると今の職員の人数ではそこまで手厚くできないというところで、委託業者さんのほうでその部分は、フロアマネージャーの方がみえたら、その部分は手厚くできるという部分でございます。それで上げさせていただきました。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。要は、民間の窓口に変えると恐らくその、繁忙期というのをどういうふうに、4月とみるのか3月とみるのか、そういうことだと思っておりますけれども、スタッフの人数を変えることでちょっと柔軟な対応ができるので、ということは何となくはイメージはわかるのですけれども、ちょっともう一点教えてほしいのですけれども、今回、総務委員会とは関係なしに、教民のほうで図書館の委託というのが出ていたと思っておりますけれども、業者の選定先が東京だったと思えます。

当然、税金を扱う市役所ですので、考え方を教えてもらいたいのですけれども、僕は東京の会社が伊勢の仕事、この5,000万、6,000万という仕事をとっていくというのにはやっぱり市役所としては少し考えなければいけないところがあるのではないかと考えています。

当然、市に対して税金を納めてくれるわけではない会社が、なぜ5,000万も6,000万も伊勢から仕事を持っていくのだというような不満は市民の中でもあるのではないかと、当然これは当たり前の話だと思います。

そのときに、今回の窓口業務の委託というのを、例えば当然スタッフの現地採用であるとか、本社をどこどこに持ってくるのだとか、そういった規定とかそういったものは、も

う今の時点でもしお考えがあればお聞かせをください。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

確かに委員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、この業務委託をした場合ですが、委託業者のほうで現地採用されるケースも多々ありますので、そういうところは見込んでいっております。現在。

それで現地の、伊勢市内の方の採用もされて、そのこのところというふうに考えております。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

僕が聞いたかったのは、どちらかといえば伊勢市から要望するつもりがあるのかなのかというのが一つと、あとは今の時点で事業者、当然プロポーザルなので恐らく全国からのプロポーザルにはなると思うのですけれども、業者の選定にあたって、例えば、もし市内で手を挙げてくる業者があれば、そもそも、それを優遇する気があるのかとか、もしくはその市内、県内でそういうのに今まで既に携わっている業者があるかどうかを把握しているかどうかというのか、むしろしているべきだとは思うのですけれども、そのあたりをどのように考えているかをもう一回ちょっとお聞かせください。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

現在、市内というか県内でそういうふうな業務委託を、というところはないというふうに思っております。

ただ、県外になってしまいますが、今現在3社ほどこの県内で業務委託をして、とっている業者があります。

戸籍住民課の窓口というのは非常に高度な専門知識も必要としますし、個人情報関係もありまして、しっかりした業者を選びたいと考えております。

そうですので、実績は重要視したいというふうに考えております。

市内でそういうふうな手を挙げてきていただく方が、業者があれば、それはそれで、そうなのですが、実績という部分から見て、そこで優遇するという考えはございません。

現地採用に関しましては、要望していきたいというふうに思っております。

◎中村豊治委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

もう最後に意見だけにしようかと思えますけれども、こういう5,000万、6,000万という仕事がこういうふうな委託で出てきたときに、結局できるのが全部、実績がもともとその自治体の数とか人口規模などもあって、都会の会社がそういうのも手を出しているところも多いので、実際できるのが都会の会社しかないとなってくると、結局どんどん田舎というか、地方がどんどん疲弊してきて産業も育たない、会社も育たない、結局都会の会社が全部利益を持って行って向こうに税金を納めるというのが今の実際の日本の全体の構図ですので、それを追随するようなことを、実績があるのでそれを認めますと言われても、いまいち地方の人間としては納得がしがたいというか、考え方として間違っているのではないかというような思いです。

地域産業とかいろんなことも考えた上で、それがこの伊勢にとってベストかどうかをちゃんと考えて、単に窓口業務の委託をするのではなく、そこにちゃんとしたポリシーを持って、もう一度しっかりと出していきたいなと思います。

以上です。

◎中村豊治委員長

今の件、担当部長ありましたら。

環境生活部長。

●可児環境生活部長

貴重な意見ありがとうございました。

今回の戸籍業務の委託につきましてはですね、極めてやはりその高度な知識でありますとか、個人情報等々も含めまして、やはり業者につきましては限られたところがございます。

ただ、私のところといたしましては、幅広くたくさんの業者の方に参加をしていただけるような環境も整えたいと思いますし、その中できっちりとした、やはり市民サービスが低下しない、個人情報につきましてもやはりしっかりやっていかなければいけないこともございます。

そのことから審査基準につきましてはやはり明確にさせていただいて、その中でやはりしっかりした業者を選ばせていただきたいという考え方に立っておりますので、その点何とぞ御理解賜りますよう、よろしく申し上げます。

◎中村豊治委員長

他にありましたらお願いします。

小山委員。

○小山敏委員

この戸籍住民課というところは本当にもう個人情報の塊みたいなところですので、私もその個人情報の保護といいますか、セキュリティのことを非常に心配しております。

また、費用対効果の観点からもですね、先ほどから現在と同じくらいのコストで考えているということでしたら、そういうことを、個人情報のことも考えるとですね、あまり出すことにどこまで意義があるのかなというのを非常にこう心配しているのですけれども、現在、業者選定、プロポーザル方式でやるという予定ですが、それは完全に戸籍住民課の窓口業務だけをやっている、そういう専門業者なのでしょうか。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

今、他市で業務委託をされている、業務委託を請け負ってみえる業者をみますと、それだけを専門にやっているということではございません。

他の部分のところも、例えば、役所の中の業務でありましたら税とか、それから福祉の関係とかそういう部分での窓口業務を受けている、そういうところもございます。

◎中村豊治委員長

小山委員。

○小山敏委員

現在、県下で5市がこの民間委託をしているということですが、その5市の委託している業者は全部違う業者さんですか、それとも同じところが受けているとか、これどういうところなのでしょうか。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

今、5市のうち、1市とあと4市は同じ業者だと思っております。

◎中村豊治委員長

小山委員。

○小山敏委員

ということは、それほど選択肢がないというか、限られた業者の中から選ぶということになるわけでしょうか。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

はい、確かにそんなにたくさんはないかというふうに思います。

この県内、近場のところで見えますと、やはり、手を挙げてきていただくというような状況ですので、業者的にはそんなに多くはないかというふうに思います。

今、3社くらいかなというふうに思っておりますが。

◎中村豊治委員長

小山委員。

○小山敏委員

わかりました。

そういう専門業者に委託するということですが、その窓口で、我々この市民がこういったことを届け出るときは、市役所に届け出るという認識なのですが、そこに民間の人がいるということが、何かちょっと不安、すごく不安なわけですね。

その辺、どういうふうにして市民の皆さんに理解していただきますか。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

委託業者さんのほうですね、しっかりその窓口に立って業務をしていただく部分に関しましては、教育も、それまでの体制として教育もされた人が配置されるということで、そういう部分において心配していただくということはないかと思えます。

それと、個人情報のほうが一番心配される部分であるかと思いますが、それは先ほどもお答えをさせていただきましたが、個人情報のセキュリティに関しましても、契約の中でしっかりそのところは担保していきたいと思っておりますし、伊勢市個人情報保護条例の中でも、罰則等も規定をしておりますので、それはしっかり業者とは話をさせていただきたい、それで担保していきたいというふうに思っております。

◎中村豊治委員長

他にございましたら。

品川委員。

○品川幸久委員

佐之井委員から個人情報等々のことは詳しく聞いていただいたので、そこら辺は慎重にやっていただける、最後の砦だけは守っていただけると思うのですが、10名ということで各支所においても割り振られるのか、この伊勢市の市役所だけの窓口業務に関して10名入

れるというのか、どうなのでしょう。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

10名と申しあげましたのは、戸籍住民課に今いる職員を、ということでございます。

◎中村豊治委員長

品川委員。

○品川幸久委員

それとですね、ここに書いてあるように繁忙期が、委託されると窓口がというようなことが書かれていますのですけれども、繁忙期、今でもそうなのですけれども、たくさんの方がみえるのですけれども、根本的には受付窓口の数が少ないからということが一つの大きな原因になろうかなと。

窓口の数が変わらないのに、中にスタッフがたくさんいたからといって、発行時間が早くなったりということはないと思うのですね。

その中で結局、私でも印鑑証明を取ろうと思うと、外に機械がありますので機械を利用したら非常に速く、受付を通すより速く発行ができるわけですよ。

ですからその両方を一緒ににらんで、例えば機械をたくさん使ってください、今利用率はここでは聞きませんが、当然各支所にも発行機が置いてあるわけなので、それをカードを利用してやるということも、その繁忙の時の窓口業務の多忙がなくなるという一つの方法だと思いますし、あとは市役所の、今の市役所のフロアの中で窓口を増やすということも将来的に見ていかないと、スタッフだけがが増えても、あそここのところの混雑は簡単には直らないと思うのですね。

その点も含めて、将来的にどう考えておられるのか、その点、委託だけされただけで解消にはならないと思うので、その点はどうかね。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●河原田戸籍住民課長

貴重な御意見ありがとうございます。

現在も確かに、委員さんのおっしゃるとおり自動交付機のほうへの案内もさせてはいただいているのですが、やはりどうしても窓口が混雑していきますと、そこまでなかなかそれをお伝えすることもなかなか難しかったりもするものもございまして、その点は、先ほどのフロアマネージャーのほうで、そういう案内もできていくのではないかなというふうに思います。

それとその受付の窓口の数なのですが、それに関しましては今後、検討していきたいと

思います。

それで、今の状況で窓口をどんどん増やすということもできませんので、その時期に窓口を例えば、もう一席開けるとか、そういうようなことが委託業者さんのほうで柔軟な対応もできていくのではないかというふうに思っております。

そういうふうに今後、検討させていただきたいと思います。

◎中村豊治委員長

品川委員。

○品川幸久委員

先ほども御意見が出ているように、本当に市民にとっては大事なところなので、慎重に進めていただけるようお願いしておきたいと思います。

◎中村豊治委員長

他にありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、戸籍住民課窓口業務の民間委託につきましてはこの程度で終わります。

協議会の途中でありますので、10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

【消防本部庁舎及び防災センターの整備その後の経過について】

◎中村豊治委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

協議会を続けます。

次に、消防本部庁舎及び防災センターの整備その後の経過につきまして、御協議を願います。

当局から説明をお願いいたします。

総務課長。

●坂口消防本部総務課長

それでは、御説明申し上げます。

消防本部庁舎及び防災センターの建設につきましては、本年2月に開催いただきました協議会におきまして、消防本部庁舎及び防災センターの設計案を御報告申し上げ、御協議

いただき、平成 27 年度末の完成に向け建築設計を進めているところでございます。

その実施設計がまとまってきましたので、今後のスケジュールとあわせて御報告させていただきます。

1 ページをごらんください。

建物の概要は、消防本部庁舎棟、車庫棟、防災センター棟を一体として建設するもので階数は 4 階建て、延べ床面積は 3 棟合計で 5,968 平米、消防本部庁舎と防災センターは免震構造、車庫棟は耐震構造としております。

5 ページの配置図をごらんください。

3 棟の配置につきましては、国道 23 号から取り付け道路に面しまして、消防本部庁舎棟、車庫棟を配置し、防災センターは消防本部庁舎西側に配置いたします。

また、自家給油所は消防庁舎の国道側に配置し、耐震性水槽は車庫西側駐車場に予定しております。

なお、国道 23 号交差点への安全な進入を図るため、出動時に青信号に切り替わるように伊勢警察と協議調整を進めております。

次に各階の用途等について御説明いたします。

6 ページ、1 階平面図をお開きください。

事務室は、警防隊、救急隊、救助隊の執務室です。災害時には、出動準備室で防火衣、感染防止衣などを装着して、車庫の消防車、救急車で出動いたします。

車庫につきましては、梯子車、消防車、救急車のほか、広報車等も収容できるスペースを取り、前面道路側と市営球場側にシャッターを設け、2 方向から出入りできるようにしております。

また、車庫の一部に救急消毒室、トレーニング室、倉庫等を設けております。

防災センター側は災害物資備蓄倉庫です。災害時には災害用物資集積拠点と考えております。

7 ページ、2 階平面図をごらんください。

2 階は職員の仮眠室、休憩室等で車庫の一部が中 2 階の資機材倉庫となります。

防災センター側は研修室で、各種防災研修、救命講習に使用し、災害時には防災関係機関等の活動拠点と考えております。

8 ページ、3 階平面図をごらんください。

3 階は、総務課、消防課、予防課の事務室等になります。

防災センター側は、消防・防災学習室になります。

3 ページにお戻りください。

消防・防災学習室の内容でございます。

災害を体験、危険に気づく、技術を身に付けるをテーマに、展示コーナー、煙体験コーナー、消防・防災学習スペースを設けます。

展示コーナーでは防災マップ・過去の災害記録・防災用品の展示を行い、災害の危険性、災害への備えを啓発します。

煙体験コーナーでは火災時の煙を再現し、煙の恐ろしさを体験していただき、安全な避難要領を学んでいただきます。

消防・防災学習スペースでは映像学習コーナーや図上訓練、倒壊家屋救出・救助訓練、

応急手当訓練、搬送訓練などを行うものとし、災害時対応技術を習得していただきます。

また災害時には、緊急消防援助隊の活動拠点と考えております。

防災センターの管理・運営につきましては危機管理課であります。隣接する消防本部により、管理・運営の補助を行ないます。

9 ページ、4 階平面図をごらんください。

4 階は、119 番の受信、出動指令等を行なう通信指令室と仮眠室となります。通信指令室の隣の作戦会議室は、次回の通信指令システム更新の設置場所となります。

防災センター側は防災多目的ホールで、災害時には市の災害対策本部第二指令塔と考えております。

なお、車庫棟屋上に訓練塔を設け、火災防御、救助等の訓練場とするため、訓練塔部分が3階、4階となります。

屋上に設置する太陽光パネル、非常用発電機、空調設備等は10 ページのとおりでございます。

4 ページにお戻りください。

附帯施設といたしまして、太陽光発電設備、約4日間程度の連続無給油運転可能な非常用自家発電設備、消防車・救急車が4、5日程度活動可能な自家給油取扱所、4日程度生活用水、消防用水を確保できる100トンの耐震性水槽を配置します。

次に進捗状況でございますが、土地につきましては平成25年6月に東海財務局から購入しました。住所は楠部町159番地11外2筆となります。

土地の造成につきましては、平成25年度内に完成予定でございます。

12 ページをごらんください。

今後のスケジュールでございます。建築工事につきましては、26年7月頃から27年12月の約17カ月程度を工事期間として予定しております。また消防・防災学習室につきましては、平成27年度に設計・施工を行なう予定でございます。

また庁舎の建設にあわせて、消防救急無線活動波デジタル化の整備及び通信指令システムの整備を行ないます。

以上、実施設計の概要及び今後のスケジュールについて御説明させていただきました。なにとぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それではただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いをいたします。

野口委員。

○野口佳子委員

3 ページのところなのですが、今、避難体験コーナーというのをつくっていただくということをお聞きいたしましたのですが、これはどのくらいの場所でしたか。

◎中村豊治委員長

危機管理課長。

●中居危機管理課長

委員お尋ねの避難体験コーナーというのは、煙避難体験コーナーということでよろしいでしょうか。

この3階のフロアの、8ページの3階フロアの半分弱程度くらいはこの煙体験避難コーナーになるかなというふうに考えております。

◎中村豊治委員長

野口委員。

○野口佳子委員

この煙体験コーナーを半分使われると言われましたのですけれども、震度7くらいのときに、まず、そういう体験コーナーというのは私は絶対必要だなと思うのですけれども、それというのは私も北海道に行ったときに、防災センターを訪問しましたとき、そこで震度7強のところでは体験させていただきましたとき、本当にすごい、何というのかももう恐ろしいくらいの地震でしたので、そういうのはそういうところの体験というのはやはりしていただいたほうがいいのではないかと思いますのですけれども、ここには書いてないのですけれども、そういうことはしていただくことはできないのですか。つくっていただくことはできないのですか。

◎中村豊治委員長

危機管理課長。

●中居危機管理課長

ここに、3ページに記載させていただいておりますのは煙避難体験コーナーということで、今、委員御指摘の地震体験につきましては、一応この今回、消防・防災学習室のスペースの中には、設けないということで予定をさせてもらっております。

といいますのも、この建物、免震構造ということでありまして、震度7の本格的な地震体験の施設の設置がなかなか難しいというところがありまして、そのかわりということでは何なのですが、三重県が地震体験車を4台持っております、今、学校や自治会等の訓練にあわせて、市のほうへ来てもらって体験等をやっております。

ですので、市民の方から要望があれば、年に何度かは、この防災センターのほうに来ていただいて、そういった体験の場を持つというようなことで、市民の方に地震に対する啓発等は行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎中村豊治委員長

野口委員。

○野口佳子委員

せっかくこの防災学習室をつくっていただきます中で、皆がやっぱりあそこにもう1回でも体験しに行きたいなというようなものをいろいろつくっていただきますと、子供たち

も本当に喜んで体験ができるようなところにまだまだ検討する余地があると思いますので、していただくことはできないでしょうか。

◎中村豊治委員長
危機管理課長。

●中居危機管理課長

この消防・防災学習室、どのような施設にしていくかということにつきましては、これまで危機管理課と消防本部のほうで種々、議論を重ねてまいりました。

その結果、方向性としましては、設備は基本的なものをまず揃えさせていただいて、そこに向けて種々、来られた方の要望とか目的に応じた細やかな体験をしていただくような、ソフトを重視した施設ということで進めていきたいなというふうに考えておりますので、その辺は市民の方が何度でも来たいものになるように努力はしてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎中村豊治委員長
他にございましたら。
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

少し聞かせてください。

先日、京都市の防災センターのほうへ行かせていただきました。市民交流課の皆さんと社協の皆さんと一緒にさせていただいたのですが、京都市は130万人ですので、全然規模が違いますから、そういうところ辺もありますけれども大変立派な防災センターで、いろいろな体験をさせていただきました。

また以前には、名張市の消防本部と一緒に防災センターも行かせていただきました。

またいろいろなところに防災センターということで、市民の防災意識の普及啓発をするためにありますけれども、そういう先入観がありまして、いろいろな体験、また体感することができるような、小さい子供から大人まで、何度も来て、遊びながらとか楽しみながら学習できるような施設にできるのかなと思っていろいろ期待をしておりました。

今、内容をずっと聞かせていただきまして、もう少しお金をかけたらどうなのかというふうな気もいたすわけですが、3階の、先ほど野口委員の質問がありました防災学習室については、何かあったときはそこが災害援助隊等の活動拠点にもなるということで、確かにそれも大事なことかもしれないですが、いろいろな体験ができるように、何かこの今の内容であれば、防災センターというよりも何かその消防センターのような感じがして、本当に地震、津波また風水害等のいろいろな意識啓発に市民の皆さんがあそこ行ってこようかというふうになるのかなと、ちょっとそういう気もいたすわけですが、その辺の考えを少しお聞かせをいただきたいと思います。

◎中村豊治委員長
危機管理課長。

●中居危機管理課長

今、委員おっしゃっていただいたように、どこまで施設の中身を充実させるといいのかというのはなかなか判断が難しいところではあるのですが、先ほど申しましたように、利用者の目的や希望に応じた多彩なプログラムを用意させていただいて、きめ細やかな講習、研修等を実施していけるような体制はとっていきたいというふうに考えております。

まだ具体的な中身の設計には日程の余裕もありますことから、他の市の状況等も参考にしながら、市民が効果的に体験、学習できるような施設を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

わかりました。

先ほど、地震体験については県の地震体験車があるではないかということもありましたけれども、名張であったり先日行った京都などは、地震の揺れの後に何をすべきかということで、火を消しに行ったりとか、ドアを開けに行ったりとか、やっぱりそういうことも体感、体験をすることによって、やはり子供たちもそういう覚えていただくこともたくさんあるのかなというふうに思いますので、煙体験のコーナーをつくっていただくということは、本当にこれも大事なことだと思いますけれども、さまざまな災害に対して、市民の意識啓発となるように、いろいろな工夫をしていただきながら、いろいろな施設整備についても検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

◎中村豊治委員長

他にありましたらお願いします。

工村委員。

○工村一三委員

ちょっとスケジュールとお金のことでお聞きしたいと思います。

まず 12 ページのスケジュールのところなのですが、建設工事並びに設計、ごめんなさい、救急無線デジタル、それから指令システムが議決が7月という形になっておりますが、これちょうど6月議会に出されるのかなというふうに考えておりますが、当初3月くらいのときに議決してもいいのではないかとこのように思いますが、まずこの7月に議決をという設定したことをちょっと教えていただきたいと思います。

◎中村豊治委員長
総務課長。

●坂口消防本部総務課長

救急デジタル無線と通信指令システムの議決の時期についての委員の御質問かと理解します。

庁舎の建設とあわせて整備するものでございますので、庁舎とあわせて建設のスケジュールにあわせて整備していきたいと考えております。

◎中村豊治委員長
工村委員。

○工村一三委員

建設工事の議決も7月になっているので、この辺をお聞きしたつもりなのですが。

◎中村豊治委員長
建築住宅課長。

●中上建築住宅課長

建築工事につきましての議決の日程等につきまして御説明を申し上げます。

建築工事をいつから始めるかということは、最終27年の12月完成を目指してということと考えさせていただきました。

それに基づきまして、標準工期17カ月ということで戻ってきました時点で、6月議会で議決をいただければ、現在考えている標準工期が確保できて、12月完成ができるということから、6月議会で御承認をいただきたいというふうに今現在考えているところでございます。よろしく願いいたします。

◎中村豊治委員長
工村委員。

○工村一三委員

わかりました。

ただですね、社会資本整備総合交付金の申請が11月になっておりますが、これ全体的にこの前も少しお聞きしたのですけれども、建物全体の経費、あるいは土地を購入する値段を含めまして、どれくらいの予算を全体で組まれているかと。

社会資本整備総合交付金が11月申請ということになっておりますので、この辺も含めてちょっと御回答をお願いしたいと思います。

◎中村豊治委員長
建築住宅課長。

●中上建築住宅課長

まず私ども、建築工事費につきましてお話をさせていただきますと、建築工事費につきましては現在、設計が7月末で一応、一旦算出をさせていただきました。その時点での金額としてお話をさせていただきます。

一応今考えている工事費につきましては約20億3,000万というふうに試算をしております。算出をしております。

それにつきまして、交付金につきましては社会資本総合整備交付金のほうから防災センターに対して交付していただけますので、その金額といたしまして2億4,000万、残り合併特例債のほうへ充当させていただきます。合併特例債で11億4,000万。

それから、その他収入といたしまして、消防負担金として8,000万円というふうに見込んでおります。

最終的に市の負担額といたしまして5億7,000万というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

工村委員。

○工村一三委員

ありがとうございます。

そうしますと、一時、合併特例債が使えるか使えないかという話もございましたけれども、社会資本整備総合交付金の約3億ですか、それを除いた額が全部合併特例債のアイテムに入るというふうに考えさせてもらってよろしいでしょうか。

◎中村豊治委員長

行政経営課副参事。

●鳥堂行政経営課副参事

起債の部分につきましてはですね、合併特例債の適債性という観点での起債計画等々をまた上げていく中で精査されていくことになります。

ですので、全てのものを特例債で賄えるかというところ、それは賄えない部分がございますので、その部分につきましては一般財源を充当していきたいと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

工村委員。

○工村一三委員

最後にします。

ちょっとくどいようなのですが、社会資本整備総合交付金の申請が 11 月になっておりますけれども、これ 6 月の議会で議決をするということなのでは、基本的にこの申請時期で間に合うのでしょうか。間違いはないのでしょうか。

◎中村豊治委員長

行政経営課副参事。

●鳥堂行政経営課副参事

今ですね、委員が御指摘をいただいている部分につきましては、これちょっとこの 12 ページをごらんいただきたいのですが、建築工事の下に消防・防災学習室とございます、センター内の中の、これは附帯設備分で、センターの中身の部分というところで予定している部分でございます。

ですので、センターの本体部分につきましては、もう先に対象として計画の中にも挙がっておりますので、そちらについては手続きが済んでいると。

防災学習室の分についてをこちらで挙げさせていただいているように、27 年度の施工ですので、前年度の 26 年度に申請を行うと、そのように御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

(「わかりました。ありがとうございます。」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長

他にございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、消防本部庁舎及び防災センターの整備その後の経過につきましては、この程度で終わります。

【固定資産評価審査決定取消請求事件に係る判決について】

◎中村豊治委員長

次に報告案件といたしまして、固定資産評価審査決定取消請求事件に係る判決についてを御協議願います。

当局から説明をお願いします。

課税課長。

●石田課税課長

それでは、固定資産評価審査決定取消請求事件に係る判決についてに関しまして、事案の概要を御報告申し上げます。

まず、本件に係る原告等につきましては、資料4の1、事件の表示に記載のとおりでございます。

次に、この事件の判決の主文でございますが、資料の2に記載のとおり、1、原告の請求をいずれも棄却する。2、訴訟費用は原告の負担とする。というものでございまして、市の鑑定評価及びそれらを是認した固定資産評価審査委員会の決定については、正当なものであるという判決でございました。

なお、この判決は、原告の控訴期限内に原告からの控訴がなかったため、判決確定となったものでございます。

次に、この事案の概要について御説明申し上げます。資料の3、事案の概要をごらんください。

本件は、固定資産課税台帳に登録された原告の所有する土地に係る、平成21年度の登録価格を不服としまして、原告が伊勢市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をしましたが、審査委員会においてその申出を棄却する旨の決定が出されましたため、その決定の取り消しを求めて伊勢市を被告として訴訟が提起されたものでございます。

以上が、事案の概要でございます。

最後に資料の4、判決の概要でございますが、概要につきましては判決の意味が変わらないように、判決文をほぼ引用して記載させていただいておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

まず、固定資産税の評価方法について簡単に御説明申し上げます。

固定資産税の価格は、1月1日現在の適正な時価とされ、この価格は全国一律で統一的な基準による評価が行えるように設けられております、評価基準によって評価するように定められているものでございます。

そのなかで、本件のような特定の用途に使用される土地につきましては、土地全体を標準宅地と選定して、不動産鑑定士の鑑定評価額を用いて評価をしているものでございます。

以上が固定資産税の評価方法でございます。

こうした評価の方法等を前提とする裁判所の判決の概要につきましては、資料4に記載のとおりでございます。

その趣旨といたしましては、一点目は、固定資産税の価格は、地方税法上において適正な時価とされていますが、それは全国一律で統一的な基準である評価基準に従って決定することが前提となっているため、それによって決定されたと認められる場合には、特別な事情のない限り適正な時価と推認されるものと判断されたものでございます。

そして、二点目といたしまして、この全国一律の統一的な評価基準は、各土地を個別に評価するものではなく、諸制約のもとにおいて大量の土地を評価する技術的方法等を規定するものであるため、不動産鑑定士が各筆を個別に鑑定した鑑定価格とは一致しない場合もあるのは、制度上やむを得ないと判断されたものでございます。

そして、これらのこと等から、本件における固定資産税の価格は適正な時価と推認され、これを覆すに足りる事情は認められないため、本件登録価格を是認した固定資産評価審査委員会の決定も正当なものと判断されたものでございます。

以上、固定資産評価審査決定取消請求事件の判決についてに関しまして、御報告申し上げます。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

本件につきましては報告案件でありますので、この程度で終わりたいと思います。よろしゅうございますか。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして協議会を閉会をさせていただきます。長時間ありがとうございました。御苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 40 分